

静岡県教育委員会告示第13号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条の規定により技能教育施設の指定を解除し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により改めて指定する。

令和5年4月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

1 解除する技能教育のための施設の名称、所在地及び設置者

M-net アビニオンスクール

静岡県静岡市清水区草薙1-2-26 アートインクサナギ3F

(株)アイ・クリエイティブ

2 指定する技能教育のための施設の名称、所在地及び設置者

アビニオンスクール

静岡県静岡市清水区草薙1-2-26 アートインクサナギ3F

レアリゼ株式会社

3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------|-----------------------|
| ビジネス基礎 | ビジネス基礎 |
| 情報処理 | 情報処理 |
| 簿記 | 簿記 |
| 総合実践 | 総合実践 |
| 課題研究 | 課題研究 |

4 適用年月日

令和5年3月31日 解除

令和5年4月1日 指定